

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「県単費事業に関する財務事務の執行について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第2 包括外部監査の結果（総論）	
（1）事業評価の「効率性」について	
【意見】 事務事業評価を有効に行うために、各事務事業の「効率性」を測る明確な基準を設定する必要がある。	
<p>事務事業評価は行政評価の一部をなし、その仕組みは事業目標の達成状況を表す「達成度」と事業に投入したコストに見合った効果が得られたかを表す「効率性」の評価をもって行われる。</p> <p>各事務事業はヒアリングの結果、担当課がそれぞれ工夫して「効率性」に係る評価を行っているものの、明確な評価基準をもっていないことが確かめられた。「効率性」の評価については、評価基準がA：高い、B：やや高い、C：やや低い、D：低い、の4段階で評価を行っているものの、評価基準が定量的となっておらず、明確でないことから、評価担当者の主観が評価に影響し十分な評価になっていない恐れがある。</p> <p>事務事業評価については、「達成度」と「効率性」の評価結果により、事業内容や手法を見直すこととなっているが、「効率性」の評価が十分でないまま、施策や事務事業を評価してPDCAを回している恐れがあり、現在の事業の投入コストに対して、コスト削減の可能性を踏まえた手法の検討や方向性の転換等の修正行動へつなげる視点が弱いまま運用されていると考えられる。</p>	<p>令和2（2020）年度分の事務事業評価から、「効率性」の評価に当たって、投入コストに見合った効果が得られたかを測定するための「評価基準チェックシート」を新たに設け、担当課において評価を行う際に活用することとした。</p>
第3 包括外部監査の結果（各論）	
No.1 小学校における不登校・長期欠席対策事業	
【意見】事業目標について	
<p>当該事業は、「不登校・長期欠席の児童が多い小学校に登校支援員を配置するなど、新たな不登校・長期欠席を生まないための取組を行い、不登校・長期欠席の減少を図る。」ことにより、「支援員配置校での新たな不登校児童出現率」を減少させ、それにより重点施策である「子どもたちが落ち着いて学習できる環境の</p>	<p>当該事業は、支援員の配置のほか、配置校を対象とした研修や専門指導員の配置校の巡回訪問における指導・助言など、配置校を対象とした事業内容であることから、事業目標を未配置校を含めた全体での不登校児童出現率とすることは、事業の効果が及ばない未配置校の情</p>

「整備」の生き活き指標となっている「小・中・高等学校における不登校の出現割合（児童生徒1千人あたり）」を減少させることを目的とするものである。

当事業の事業目標である「支援員配置校での新たな不登校児童出現率」とは、予算を配分した（登校支援員を配置した）小学校での新たな不登校児童出現率を測るものであり、予算を配分しなかった（登校支援員を配置しなかった）小学校での新たな不登校児童出現率は指標に影響しない。

上記指標は、コストを投入した事業対象（登校支援員を配置した学校）に対し、どのような成果が得られたかを図る上では適切な指標と考えられる。

一方で、当該事業は重点施策（「子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備」）に紐付けられており、施策の評価指標となる「小・中・高等学校における不登校の出現割合（児童生徒1千人あたり）」を生き活き指標としており、施策の対象は登校支援員の配置の有無に関わらない。

上記の生き活き指標が、登校支援員の配置に関わらず、すべての県内公立小学校が集計対象に含まれていること、また当該事業により平成30年度であれば県内公立小学校292校中の112校に登校支援員を配置しているが、登校支援員を配置していない小学校がある一方で、複数名の登校支援員を配置している小学校もあり、限られた予算を効果的に配分するため、担当課では毎年度登校支援員の配置について見直しを行っており、登校支援員を結果的に配置しなかった小学校についても十分検討していること、などから当該事業の事業目標を支援員配置校に限定せず、県内公立小学校全体での不登校児童出現率とすることも考えられる。

報を含めることになるため、当該事業の正確な評価につながるとは考えにくい。

そのため、現在の事業目標である「支援員配置校での新たな不登校児童出現率」を引き続き事業目標として設定する。

No. 2 子供の非行・犯罪被害防止対策費

【指摘事項】概算人件費の集計について

当該事業は、少年非行の減少を図ることを目的とし、少年サポートセンターの運営、警察スクールサポーターによる児童・生徒の非行防止、立ち直り支援に関する施策等を推進しており、担当課は警察本部生活安全部少年課である。当該事業のように担当が警察本部である場合には、本監査の実施にあたり作成した事務事業調査シート（本編に記載）へも県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートへも概算人件費の集計が行われていない。これは、県の事務事業評価シートの作成要領によると、

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、警察本部の職員のうち、当該事業への企画立案に携わった人員等で人件費を算出することとした。

概算人件費の算出について人事課の事務分掌調査を参考に行うこととなっているが、警察本部については事務分掌調査を行っていないことから概算人件費の算出をしていなかったとのことである。事務事業評価を有効なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを把握し、費用対効果の観点からも事業を評価する必要がある。したがって、担当が警察本部である場合にも、他の事務事業と同様に概算人件費を集計すべきである。

【意見】事務事業評価シートへの事業目標の未記載について

本監査の実施にあたり作成した事務事業調査シート（本編に記載）及び県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートでは事業目標が未記載となっていた。これは担当が警察本部である場合、事業目標を設定しにくい場合が多いことから、県は事業目標の未記載を容認していたとのことである。ただし、当該事業については担当課が認識している事業目標は存在し、それを基に事務事業評価を行っていた。事務事業評価を有効に行うためには、評価について客観的に検証可能である必要があるため、担当が警察本部である場合についても他の事務事業と同様に、事務事業評価シートへ事業目標を記載すべきである。

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、生き活き指標等の目標値を入力することとした。

No.3 子どもの体力向上支援事業

【意見】ホームページのリニューアル費用について

当該事業は、「みんなでチャレンジランキング」ホームページの運用により、県内児童生徒へ運動の機会を提供し、体力を向上させることを目的に実施されている。平成30年度時点で、ホームページの制作から12年が経過しており、セキュリティの観点その他の理由によりホームページのリニューアルを実施しているが、当該費用（1,479千円）は当事業の当初予算の事業費には計上されていなかった。

当事業の事業費に計上されなかった理由としては、事業年度中において翌年度の事業継続が困難であることが急遽判明し、事業年度中にリニューアルが必要になったためである。

しかし当該リニューアル費用は本事業を継続するために必要な支出であり、本事業の事業費に含めて評価すべき支出であった。

事業費を適切に把握するため、ホームページリニューアル費用等、事業継続のために必要な経費についても、事業費に計上することとした。

【指摘事項】ホームページ運用業務委託仕様書について

当該事業は、上記に記載の通りホームページの制作から 12 年が経過し、当初ホームページを制作した事業者が継続して運用業務を実施していた。当該事業者への業務委託は毎年度契約が更新されていたが、平成 30 年度の業務委託する際のホームページ運用業務委託仕様書には、「Web サーバのディスクスペースの提供（OS：Windows2003Server、対応データベース言語：My-SQL、容量 10GB 以上）」の記載があった。

上記 OS（Windows2003Server）はマイクロソフト社の製品であるが、サポート期間（～2015.7.15）が終了しており、平成 30 年度途中にリニューアルが実施されるまで、OS が未サポート状態となっていた。

当初のホームページ制作の仕様を継続して、運用業務を委託していたものと推定されるが、OS のサポート状況を確認し、セキュリティ対策等必要なアップデートを仕様に含めるべきであった。

平成 31（2019）年 1 月にホームページのリニューアルを行った際、当該運用業務に係る仕様書の見直しを行い、ウェブサーバの適切な運用やセキュリティ対策等必要なアップデートの実施について明記するとともに、毎年度の委託契約締結時に、委託業者へ OS のサポート状況について確認するなど再発防止に努めている。

No. 4 岡山国際交流センター管理運営事業

【意見】事業目標の参加者数の集計範囲について

事業目標は、「岡山国際交流センター実施事業への参加者数」としている。詳細をヒアリングしたところ、センターで実施している事業の内、継続的に実施する予定である事業を抽出し、当該 17 事業の参加者数としたことである。抽出する事業を確定しておかないと、正確な経年比較ができないためとのことであった。平成 29 年度には、17 の事業の内、廃止となった事業が 1 件あり、その後は 16 の事業から参加者数を集計している。

センターでの実施事業については、参加者数が少なくなったり、事業の効果が低くなってきたものについては、見直す必要がある。事業目標の中に新しい事業も含めることとすれば、新しい事業を積極的に実施するモチベーションになると考える。これまでには、事業に大きな変化がなく、新しい事業を事業目標に含めるかどうかまでは検討されなかったとのことであったが、今後はコロナ関連への対応など、環境の変化があり、事業の見直しも余儀なくされることが予想される。事業の見直しを適時に実施し、新しい事業（継続的に実施する予定のもの）についても事業目標に反映することが望まれる。

環境の変化や参加者アンケート結果などを踏まえ、適宜事業の見直しを行うとともに、県民と在住外国人との文化交流事業など、多文化共生の地域づくりの推進に資する新たな事業について、事業目標に反映することとした。

No. 5 企業立地促進補助金交付事業（大型投資・拠点化、本社機能移転等を除く）

【意見】事業目標に関する説明の追加記載について

当該事業について、県は事業目標として「誘致活動延べ件数」を設定しているが、当該誘致活動延べ件数には、人件費や事業費に含まれていない市町村の研修生が実施した誘致活動についてもカウントされている。そのため、コストに含まれていない市町村の研修生数の増減で、事業評価結果が変わる可能性があるが、それについての説明がなされていない。事業評価を有効に行い、また事業評価の妥当性を客観的に確認できるものとするためにも、その説明を事業評価結果の根拠の欄等に具体的に記載するべきである。

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、事業目標に関する説明として、市町村の研修生数の増減について、評価の根拠欄に記載することとした。

【意見】事業費の集計について

当該事業に集計している事業費は、各種企業誘致・投資促進関連の補助金のみであり、企業誘致活動を行うにあたり、直接的に必要となつた交通費や旅費等は、運営費に計上し当該事業費として集計されていない。そのため、当該事業にかかったコストが網羅的に把握できず、効率性に関する事業評価が適切に行われていない。事業評価を効果的なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを適切に把握し、費用対効果の観点を踏まえた評価を実施する必要がある。

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、コストを適切に把握するため、企業誘致活動を行うに当たり直接的に必要となる旅費等の経費についても、事業費に集計することとした。

No. 6 岡山デニム世界進出支援事業

【意見】事業目標の見直しについて

当該事業は、岡山県内の繊維産業の海外市場進出を支援するため、海外展示会の出展費用の補助や岡山デニムの知名度向上のためのプロモーション活動を行っている。当該事業の事業目標は、「きらめきファンドで支援した製品の売上高」となっているが、きらめきファンドとは岡山県産業振興財団 HP によると、「県内の産業振興のため、中小企業者が新技術又は新製品の研究開発を行う場合に必要とする経費の一部を助成することにより、研究開発を促進し、地域経済を支える中小企業の競争力を高め、県内地域産業の活性化を図ることを目的としている」ものであり、きらめきファンドで支援している製品は繊維産業に限らない。また、当該事業の補助金支出先ときらめきファンドの支援先との関連性も特段ない。そのため、現

令和3（2021）年度分以降については、より適切な事業目標を設定することとした。

在使用している事業目標「きらめきファンドで支援した製品の売上高」は、当該事業で対象としているデニムの売上と直接的には関係なく、事業を評価する指標として適切とは言えない。担当課では集計可能な適切な指標がないため、生き活き指標を事業目標としていたが、補助金支出事業であれば商談成立件数、プロモーション事業であればプロモーション対象となる県内産業の売上高等、事業評価を有効に行うためにより適切な事業目標を設定するべきである。

No. 7 力強い経営体育成対策事業

【意見】達成度の評価について

調査票の達成度の評価は、事業目標（水稻作付面積 10ha 以上の経営体数）を基に評価をするルールである。しかし、事業目標ではなく、研修会開催数や収益力向上等の取り組みを支援した地区数で評価をしている。そのため、達成度が B 評価となっているが、事業目標により評価を行った場合、達成度は 100%を超えていたため、A 評価として判定をすべきと考える。 仮に、当該事業を研修会開催数や収益力向上等の取り組みを支援した地区数で達成度を測るべき状況であれば、それらの指標を事業目標にすべきである。

令和元（2019）年度分の事務事業評価から、事業目標の達成度の評価については、目標として設定した数値の達成状況のみに基づいて評価することとした。

【意見】農業機械の購入先について

補助金申請者の中に親族からの農業機械の購入に対して申請をしている者がいた（当該農業機械の購入金額は、7,059 千円であった）。規定では相見積もりによることで競争原理に基づいた適正な事業費となると判断しているため、親族からの購入に制限はなかった。しかし、親族からの購入である場合には、例えば、親族以外の相見積もり先からの見積もりを甘くするなど、不公正な取引として利用をされる恐れがあるため、取引上の合理性をより慎重に検討することが必要である。 県では購入先が親族であることを事前に把握できていなかったが、取引の全体像を事前に把握し、その合理性を事前に確かめる仕組みが必要と考える。

農業機械の購入に対する補助事業の執行に当たっては、事業主体と購入先との関係の事前確認や適正な相見積もりの徴取等について、補助事業の担当者会議等の場を通じて周知徹底を図っており、適正な事務執行の確保に努めている。

No. 8 中小企業リターン就職促進奨学金返還支援事業

当該事業の「効率性」に関する評価について、第 2 に記載以外は特になし。

No. 9 看護師等就労促進事業

当該事業の「効率性」に関する評価について、第 2 に記載以外は特になし。

No. 10 ぶどうの供給力強化緊急対策事業

【意見】事業目標について

当該事業は重点施策（マーケティングの強化とプランディングの推進）に紐づく事務事業であり、施策の成果指標である2つの生き活き指標（「農林水産業産出額」、「県産果物の販売金額等（首都圏販売金額）」）の達成のため、ぶどうの供給力を増やすことを事業の目的としている。

本事業では、事業目標として「農林水産業産出額」の内訳項目である「園芸作物産出額」を採用しているが、「園芸作物産出額」という指標は、

- ① 単価と生産量の積によって求められるが、単価はその時の需給によって変動してしまう。
- ② ぶどうだけではなく、花、野菜、果樹全般が含まれる。
- ③ 事業としては新改植、果樹棚、ハウス、機械導入等へ補助金を出すものであり、産出額が増えるまでにいくらかのタイムラグがある。

といった問題点が含まれる。よって、事務事業の活動量を測る指標として、ぶどうの生産量ないし、栽培面積等の本事業による効果を直接測ることが出来る指標が望ましいと考えられる。

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、事業目標として「ぶどうの栽培面積」を設定することとした。

No. 11 1歳からの緊急対策事業

当該事業の「効率性」に関する評価について、第2に記載以外は特になし。

No. 12 緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業

【意見】生き活き指標の設定について

「緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業」は、重点施策である「防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進」の中の1事業である。

重点施策「防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進」の生き活き指標は、「護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数」であり、この重点施策に紐づく事務事業は、次のとおりである。

- ①緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業
- ②ふるさとの川リフレッシュ事業
- ③土砂災害防止施設整備事業
- ④高潮対策事業
- ⑤高潮・老朽化対策事業
- ⑥医療施設耐震化促進事業

この中で、生き活き指標に実質的に対応して

生き活き指標は、各戦略プログラムに掲げる施策の成果や進捗状況を県民にわかりやすく示すため、代表的なものを指標として設定しているところである。

なお、令和3（2021）年3月に策定した「第3次晴れの国おかやま生き活きプラン」において、重点施策「防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進」に関しては、既存の「護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数」に加え、「特に重要な緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率」及び「河道内整備の実施延長」の2つを新たに生き活き指標として追加し、複数の指標により総合的に施策の達成度を評価することとした。

いるのは、④と⑤のみと思われる。

施策の達成レベルは、生き活き指標達成度と事務事業達成レベルを4:1で加味して算出するため、生き活き指標に重点が置かれており、実質的に対応している事業が少ないと、偏った評価となる。

偏った評価とならないように生き活き指標を設定すべきである。例えば、複数の指標を設定するか、施策を分けてそれぞれ設定することが考えられる。

【意見】事務事業調査シートにおける予算数値の記載について

事務事業調査シートに記載されている「予算事業費」の数値は、補正予算となっている。この事業については、

2018年度 当初予算 26,250千円 ⇒ 補正予算 16,215千円に減額。

2019年度 当初予算 26,250千円 ⇒ 補正予算 22,187千円に減額。

いずれも、事業の進捗状況が悪いため、予算を減額したことである。しかし、調査シートには、補正予算の金額が記載されているため、事業が当初の予定どおり順調に進捗したように見えている。

事務事業調査シートの「予算事業費」には当初予算を記入するか、追加で記載し、事業の進捗状況がわかるようにすることが望ましい。

令和2（2020）年度分の事務事業評価から「予算事業費」に当初予算額を記入することとした。

No.13 ふるさとの川リフレッシュ事業

【意見】生き活き指標を用いた事業目標の見直しについて

当該事業の事業目標である「洪水被害のリスクが高い箇所の解消」について、2017年度の実績値53件が2018年度の目標値30件を大幅に上回っているが、2018年度の目標値の見直しを行っておらず、目標値が評価指標基準として意味を持たなくなっている（2019年度も同様）。この事業目標は生き活き指標を用いることから、目標値は4か年総合計画「新晴れの国おかやま生き活きプラン」で議会承認を得たものを利用しているため、総合計画進行期には目標値の見直しは行わないということであった。事業目標に生き活き指標を用いる場合、各年度の事務事業評価を有意義なものにするためにも、明らかに目標値と実績値に乖離がでてきたものについては目標の見直しを行うべきである。

令和3（2021）年度から取り組む「第3次晴れの国おかやま生き活きプラン」において、生き活き指標を河道内整備の実施延長とし、実績値との乖離が生じないよう、これまでの施工実績をもとに算定した目標値を掲げた。

No. 14 生き活きメンテナンス事業

【意見】事業目標について

事業目標を「橋梁点検研修の受講者数」としているが、市町村職員へ研修を実施することは橋梁管理の補助的な活動であると考えられる。そのため、橋梁管理に対する寄与度の大きい別の指標を事業目標とするべきである。例えば、橋梁の維持管理費用の縮減の取組みとして、1) 効果的な長寿命化対策、2) 効率的な点検手法の導入を行っており、「生き活きメンテナンス～橋梁長寿命化県を目指して～」の資料には770百万円の想定縮減額が認められるとの記載があることから、維持管理費用の縮減額を事業目標として採用することも 1 つの案であると考えられる。

当該事業は令和2（2020）年度に終了したが、今後類似の事業を実施する際には、意見を参考にして事業目標を設定してまいりたい。

No. 15 地域の絆で守る！子どもや高齢者の安全・安心推進事業

【指摘事項】従事職員数の集計誤りについて

従事職員数は、当該事業に携わった職員の概算人件費を計算する基礎となるもので、県の事務事業評価シートの作成要領によると、人事課の事務分掌調査を参考に、担当職員の従事職員数を入力することとされている。しかし、当該事業については従来から従事職員数について「1.0」と入力したまま、変更していなかったとのことである。そのため、概算人件費の金額は、当該事業の従事職員数に単価として8,000千円をかけて算出することから、8,000千円かかったこととなっていた。しかし、実態としての従事職員数は、担当課へのヒアリングと事務分掌調査票の査閲によると、0.4人を特殊詐欺防止に関する2つの事業で配分したものが適切とのことであった。これを考慮すると、当該事業に係る概算人件費は3,200千円以下となる。概算人件費の計算を誤ると、費用対効果を勘案した有効な事務事業評価を行うことができないおそれがある。したがって、概算人件費を正確に計算し、事務事業評価を有効に行うためには、事業に携わった従事職員数を適切に集計する必要があった。

当該事業は令和2（2020）年度分の事務事業評価から評価の対象外となつたが、今後対象となる場合は、従事職員数を適切に集計することとしたい。

【意見】事業評価の「達成度」の評価結果誤りについて

「達成度」に関する評価については、A：高い（100%以上できた）、B：やや高い（80%以上できた）、C：やや低い（60%以上できた）、D：低い（60%未満しかできなかつた）、の4段

当該事業は令和2（2020）年度分の事務事業評価から評価の対象外となつたが、今後対象となる場合は、意見を参考に適切に対応してまいりたい。

階で評価することとなっている。当該事業の2018年度の「達成度」の評価は、事業目標である「特殊詐欺被害額」の目標値606,800千円に対する、実績値382,800千円により判断される。当該目標は削減目標のため、2018年度は実績値が目標値を大幅に下回っており、県の事務事業評価の方法によれば、「A」評価となる。しかし、上記事務事業調査シートでは、達成度の評価は「B」としていた。これは、年度目標値は達成したものの、特殊詐欺被害額は2016年度の水準に戻ったに過ぎないことから、担当課が自主的に「B」評価に下げたとのことである。このような自主的な判断が入った要因は、削減目標の目標値606,800千円が高すぎることにあると思われる。2018年度、2019年度とともに、実績値が目標値の5割～6割程度である。目標値自体は、2014年度～2016年度の平均値948,000千円から毎年20%削減を目標値として設定していたとのことであるが、現状の目標値としてはそぐわないものとなってきている。また担当課へのヒアリングによると、金額を指標にした場合、その年に数件被害額が大きい案件があれば金額が跳ね上がる所以、事業目標を被害件数にすることも考えられることがある。事務事業評価を有効に行うために、目標値の適宜の見直しや事業目標を現在の特殊詐欺被害額と特殊詐欺被害件数の複数にする等の検討を行うべきである。

No. 16 特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費

【指摘事項】概算人件費の集計について

当該事業は、特殊詐欺の被害防止を図ることを目的とし、特殊詐欺に対する危機意識の高揚に向け効果的な広報活動を実施するとともに、金融機関等における水際対策を推進しており、担当課は警察本部生活安全部生活安全企画課である。当該事業のように担当が警察本部である場合には、本監査の実施にあたり作成した事務事業調査シートへも県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートへも概算人件費の集計が行われていない。これは、県の事務事業評価シートの作成要領によると、概算人件費の算出について人事課の事務分掌調査を参考に行うこととなっているが、警察本部については事務分掌調査を行っていないことから概算人件費の算出をしていなかったとのことである。事務事業評価を効果的なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを把握し、費用対効果の観点からも事業を評価する必要がある。したがって、担当が警察本部であ

令和2（2020）年度分の事務事業評価から、警察本部の職員のうち、当該事業への企画立案に携わった人員等で人件費を算出することとした。

<p><u>る場合にも、他の事務事業と同様に概算人件費を集計するべきであった。</u></p>	
<p>【意見】事業目標の設定について</p>	
<p>当該事業については、事業目標が設定されていない。そのため、事業評価の達成度の項目について、担当課の主観により評価結果を決定している。これについては担当が警察本部である場合、事業目標を設定しにくい場合が多いことから、県は事務事業評価に使用している事務事業評価シートへの事業目標の未記載を容認していたとのことである。事務事業を効果的・効率的に運用し、事務事業評価を有効に行うためには、<u>担当が警察本部である場合についても他の事務事業と同様に、事業目標を設定し、当該目標を基に事務事業評価を行うべきである。</u></p>	<p>令和2（2020）年度分の事務事業評価から、生き活き指標等の目標値を入力することとした。</p>
<p>No. 17 地域活力創出推進事業</p>	
<p>【意見】事業目標について</p>	
<p>当該事業は取りまとめ役となる県民生活部中山間・地域振興課で予算取りした上で県民局（備前県民局、備中県民局、美作県民局）に均等に配分し、各県民局が新晴れの国おかやま生き活きプランの地域別構想を踏まえ、中山間地域の活力創出に寄与する事業を計画し、実行しているものである。</p> <p>本事業の事業目標は取り組んだ事業数となっており、平成30年度においては目標値17事業に対し、3県民局で計16事業が計画され、新晴れの国おかやま生き活きプランの地域別構想を踏まえた事業が実行された。</p> <p>ここで事業目標となっている事業数は、例えば目標を達成しようと事業規模を小さくし、事業数を増やせば達成可能な指標であるが、実態は各県民局が必要な事業を選定すると概ね目標の事業数となっているに過ぎない。</p> <p><u>本来、事業目標は限られた予算の中で効率的に事業を行い、その達成度を測るものであるから、事業数を事業目標とすることは適切とは言えない。</u></p> <p>例えば、平成30年度に実施した16事業の中にある、販路開拓支援事業であれば、支援事業者数や、成立した商談件数などが考えられ、コミュニケーションビジネス推進事業であれば、新規ビジネスプランの応募件数などが事業目標として適切と考えられる。</p>	<p>令和3（2021）年度以降の事業について、事業ごとに事業目標を設定し、事業主体である県民局において、効率性を踏まえた達成度を評価することとした。</p>

No. 18 電気自動車等普及促進事業

【意見】事務事業調査シートにおける予算数値の記載について

事務事業調査シートに記載されている 2018 年度の「予算事業費」の 8,040 千円は、補正予算の金額となっている。当初予算は 18 百万円であったが、急速充電設備設置の補助をする事業が計画より少なかったため、減額したとのことである。

事務事業調査シート上、補正予算の金額を記載することにより、事業が当初の予定どおり順調に進捗したように見えている。

事務事業調査シートの「予算事業費」には当初予算を記入するか、追加で記載し、事業の進捗状況がわかるようにすることが望ましい。

令和 2 (2020) 年度分の事務事業評価から「予算事業費」に当初予算額を記入することとした。

No. 19 空き家等除却支援事業

【意見】事業目標について

事業目標は空き家等の除却件数としており、2017 年度実績の 110 件から、毎年 20 件ずつの増加を見込み、2018 年度は 130 件、2019 年度は 150 件としている。

これに対して実績は、2018 年度は 180 件、2019 年度は 173 件と、目標を大幅に超えて達成している。

しかし、この状況から、本来はこれ以上のニーズがあり、事業規模が小さすぎる可能性も考えられる。

これを適切に評価するには、除却が必要な空き家等がどのくらいあるかを把握し、その内、この事業によりどのくらい除却できたかを目標とすることが望ましい。

ただし、除却が必要な空き家等を、各市町村で同じレベルで判断するのは難しいと思われる所以、例えば特に危険で問題がある「特定空き家等」の把握から実施することが考えられる。

特定空き家等を含む空き家の実態については、岡山県空き家等対策推進協議会を通じた市町村との情報共有や国の統計調査の活用等により把握に努めているところであるが、空き家は年々状態が変化するため、除却が必要な空き家等の全体数を定点で把握し、目標設定することが困難である。

そのため、事業実施主体である市町村の空き家対策の方針や過去の補助実績等から想定した除却件数を事業目標として設定しているところであり、当該支援事業を着実に実施することにより、市町村による空き家の除却が計画的に進むよう引き続き取り組んでまいりたい。

No. 20 空き家利活用支援事業

【意見】事業目標について

当該事業の事業目標は、空き家利活用支援事業を活用した市町村数としている。これは空き家対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 5 月に全面施行されているものの、空き家問題に対する市町村の取組には温度差があり、そうした市町村を支援する県の立場から、事業目標を「事業を活用した市町村の数（累積値）」と

市町村の空き家対策には取組状況に差があり、より多くの市町村の取組を促進する必要があることから、本事業の目標を「事業を活用した市町村の数」として設定している。

これまで本事業を活用した市町村は増加しており、現在の事業目標によって

設定したものであり、趣旨は理解できる。
しかし、平成 30 年度の本事業を活用している市町村を見ると偏り（空き家コンシェルジュ派遣事業として合計 16 件の利用があるが、そのうち 1 つの市町村からの利用が 10 件を占めている）があり、事業の実施が評価（事業目標）に必ずしも結び付いていない。

当事業の推進により、空き家支援事業の実績が積み重なり、結果的に支援事業を活用した市町村数が増加すると考えられるが、上述した通り空き家問題に対する市町村の取組には温度差があるため、当事業を活用する件数が増加しても、仮に同じ市町村ばかりが活用した場合は「事業を活用した市町村の数」は増加せず、当事業が評価されないことにつながることから、当支援事業の活用件数等、事業の活動実績を適切に測る事業目標を検討すべきと考えられる。

令和 2（2020）年度までの間、本事業は適切に評価されてきたと考えている。

なお、意見も踏まえ、令和 3（2021）年度からの後継の新規事業については、事業の展開状況を見ながら、活動実績を適切に測る目標を検討している。

【意見】再委託について

当該事業は、岡山県住宅リフォーム推進協議会を委託先として、4,999 千円の業務委託契約を締結している一方で、業務の一部、金額にして 2,778 千円の業務について特定非営利活動法人みんなの集落研究所を委託先として再委託を行っている。

上記岡山県住宅リフォーム推進協議会と県との委託契約は随意契約により締結されているが、随意契約によっている理由は、随意契約ガイドラインの運用基準第 3 第 2 号(3)③「業務遂行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要がある場合」に該当するため、となっている。

再委託については、委託契約上は第 8 条但し書きに記載の通り、県の承諾があれば可能であるが、そもそも当事業を岡山県住宅リフォーム推進協議会に随意契約により委託している理由が上記に記載の通りであるのであれば、業務委託費の 50% 超を占める業務内容の再委託が行われる理由が不明となる。

随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結した委託先が“大部分の”業務を再委託のないよう留意するとしているが、当業務の場合、“過半の”業務を再委託している。業務をより迅速に行うため、業務委託費の一部を再委託することは認められるが、随意契約理由（「業務遂行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要がある場合」）に鑑みて、随意契約ガイドラインの慎重な適用が求められる。

令和 3（2021）年度からの後継の新規事業では業務内容を分類し、それぞれの業務について改めて委託先を検討し、契約を行った。

No. 21 アートで地域づくり実践講座事業	当該事業の「効率性」に関する評価について、第2に記載以外は特になし。
No. 22 オリンピアン・パラリンピアン育成事業	当該事業の「効率性」に関する評価について、第2に記載以外は特になし。
No. 23 DV 対策	
【意見】委託契約について	<p>当該事業の2018年度実績事業費12,031千円のうち、9,078千円がDV被害者等相談・自立支援充実事業として委託業者に支払われている。委託契約書によれば、委託期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(第2条)となっており、単年度契約となっている一方で、事業実績報告書に添付されている支出内訳書をみると、ステップハウス提供事業として、敷金167千円のほか、消耗備品681千円(生活用品・家具)が計上されている。</p> <p>当該ステップハウス提供事業とは、DV被害者等が一時的に居住できる生活用品を備えたステップハウスを整備・管理しDV被害者等への支援を行うものであるが、敷金や生活用品・家具等は事業開始初年度に必要となる支出であるものの、複数年度に渡って使用あるいは償却すべきものである。</p> <p>費消されない支出(例えば、敷金のように返還される支出)を経費として認めてしまうと、仮に当事業を継続し、翌事業年度に別の事業者と契約する場合、初年度経費が再度必要となる可能性がある。したがって、<u>単年度契約を前提とするのであれば経費として認める範囲を単年度内に費消される支出に限定するか、複数年度契約を検討するか、又は事業者が変更する場合であっても、物品を継続して使用させることができる仕組みを取り入れるべきであると考えられる。</u></p>
【意見】支出内訳書について	<p>当該事業の事業実績報告書に添付されている支出内訳書には、公認会計士への会計監査委託料負担分として151千円が計上されているが、県は当該会計監査の対象となった計算書類や監査報告書を入手していない。</p> <p><u>会計監査委託料を支出経費として認めるのであれば、当該会計監査の対象となった計算書類や監査報告書を提出させ、上記支出内訳書との整合性を確かめることは当事業に支出した委託料が適切に使用されたことを確かめるこ</u></p> <p>令和3(2021)年度から仕様書を変更して、10万円以上の物品及び電子計算機(パソコン・コンピューターと同等の機能を有するもの)については対象外経費とした。また、3万円以上の物品については購入時から県に帰属するものとし、物品管理簿で管理することとした。</p> <p>次年度、公募時には、物品管理簿に登載した物品については使用することを明示して公募することとした。</p> <p>また、敷金については、対象経費とするが、契約終了後に敷金が返還される場合は県に返還させることとした。</p>

<p><u>とにつながり、必要であると考えられる。</u></p>	
No. 24 首都圏アンテナショップ事業	
【意見】事業の達成度の評価について	
<p>当事業の事業目標は、「全国における本県の認知度」となっており、2018年度の目標値25位に対して実績27位であり、目標に及ばないため達成度Aは適切でない。</p> <p>達成度Aの評価とした理由について担当課にヒアリングしたところ、次の2点において問題が発見された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 達成度は「全国における本県の認知度」の他、アンテナショップの入館者、売上高、販路開拓、マスコミへの露出などを総合的に判断して評価を行っている。 2) ただし、事務事業評価の上で目標値を設定しているのは「全国における本県の認知度」のみであり、それ以外の項目については目標値を定めていない。 <p><u>上記は1)「行政評価の概要」に記載された事務事業評価の方法と異なっており、また2)は目標を設定していなければ客観的な評価は行えない点で問題となる。</u></p>	<p>令和元（2019）年度分の事務事業評価から、所定の方法に従い、目標値と実績値を踏まえた評価を行った。</p>
【意見】アンテナショップ事業の収支について	
<p>アンテナショップ事業を収支の観点から見れば、県からの支出である建物賃借料とアンテナショップ運営協議会への負担金に対して、県への収入である物販・飲食店舗両運営事業者からの売上高の5%に相当する納付金とコワーキングスペースや催事スペースの利用料では、県の実質負担は単年度で1億円超となっている。<u>アンテナショップには、物販・飲食の収益部門以外に、情報コーナーや移住・しごと相談コーナーなど公的な機能もあり、収益だけでは賄いきれない部分もあるが、県の実質負担が少しでも減るよう、収入を増やす努力が必要である。</u></p>	<p>アンテナショップは、物販だけにとどまらず、観光誘客や移住の促進、県産品の販路拡大に向けた情報受発信拠点として設置したものであり、県産品の売上げや使用料収入すべてを賄えるとは考えておらず、本県の認知度向上とブランドイメージ確立のための効果的なPR経費と考えている。</p> <p>運営に当たっては、できるだけ県の実質負担が減らせるよう、コストを抑えながら、効果的・効率的なものとなるよう、努めてまいりたい。</p>
No. 25 晴れの国おかやまファンクラブ会員獲得作戦	
当該事業の「効率性」に関する評価について、第2に記載以外は特になし。	